

障害者等交通費補助金支給事業について

じん臓機能障害者、知的障害者等、その障害の更生及び治療を目的として医療機関に通院している方及び保護者について、通院にかかる費用の一部を助成します。

主な内容については次のとおりです。

支給対象者	<p>安芸高田市に住所を有し、タクシー利用助成を受けていない方で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none">① じん臓機能障害を有し、かつ、血液透析療法を受けるために通院している方② 障害程度等級 1 級から 3 級に該当する義務教育終了までの方で、その障害の更生を目的として通院している方及びその保護者③ ㊸、A、㊹の療育手帳所持者で、障害の更生を目的として通院している方及びその保護者④ 小児慢性特定疾病対策対象疾患対象児で、その治療を目的として通院している方及びその保護者 (※ただし、保護者については、対象児が 18 歳未満の者)⑤ 指定難病対象者で、その治療を目的として通院している方⑥ 自立支援医療費(精神通院)を受けている者及び精神障害者保健福祉手帳を所有している者で、その障害の更生を目的として通院している方及びその保護者。 (※ただし、保護者については対象児が 18 歳未満の者)
支給額	<p>通院の公共交通機関の運賃の 1/3 ※ただし、上記①に該当する方は、通院した日の往復の公共交通機関の運賃の 1/2 (10 円未満は切り捨て) ※通院先の医療機関までの通常の順路での公共交通機関の運賃で計算</p>
支給月	<p>7 月・10 月・1 月・4 月にそれぞれ前月分までを支給 (支給月の前月に「通院証明書兼請求書」を送付します。 通院の回数について通院先の機関で証明を受け、補助金を請求していただくようになります。)</p>

支給は申請があった月から開始となります